

横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年規則第117号）新旧対照表

現行	改正後（案）	
<p>○横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年6月30日 規則第117号</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p>（適用除外とされる行政文書を管理する市の機関等）</p> <p>第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定める市の機関等は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>横浜こども科学館</u></li> <li>(2) <u>横浜美術館</u></li> <li>(3) <u>公立大学法人横浜市立大学学術情報センター</u></li> <li>(4) <u>横浜市立図書館</u></li> <li>(5) <u>横浜開港資料館</u></li> <li>(6) <u>横浜市歴史博物館</u></li> <li>(7) <u>横浜市史資料室</u></li> <li>(8) <u>その他これらに類する施設</u></li> </ol>	<p>○横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年6月30日 規則第117号</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p>（適用除外とされる行政文書を管理する市の機関等）</p> <p>第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定める市の機関等は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>横浜市史資料室</u></li> <li>(2) <u>横浜市市民情報センター</u></li> <li>(3) <u>横浜美術館</u></li> <li>(4) <u>横浜こども科学館</u></li> <li>(5) <u>横浜市歴史博物館</u></li> <li>(6) <u>横浜都市発展記念館</u></li> <li>(7) <u>横浜ユーラシア文化館</u></li> <li>(8) <u>横浜開港資料館</u></li> <li>(9) <u>横浜市立図書館</u></li> <li>(10) <u>公立大学法人横浜市立大学学術情報センター</u></li> </ol>	

(開示請求書)

第4条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、希望する開示の実施方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（第1号様式）とする。

(開示決定通知書等)

(11) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター

(12) その他これらに類する施設

(開示請求書)

第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 当該開示請求において求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号及び第4号の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(4) 電子情報処理組織（条例別表の1の表備考3の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号の電子メールアドレス

2 開示請求書の様式は、開示請求書（第1号様式）によるものとする。

(開示決定通知書等)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法

(2) 写しの交付を受ける場合における手数料及び当該写しを送付する場合に要する手数料（以下「開示手数料」と総称する。）の額

(3) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合には条例第16条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することが

できる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(4) 前条第1項第3号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

(5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

2 開示請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第10条第1項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に行政文書の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 前号に規定する開示ができない旨及び前項各号に掲げる事項

3 条例第10条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第10条第1項の規定により行政文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 開示決定通知書（第2号様式）

(2) 条例第10条第1項の規定により行政文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 一部開示決定通知書（第3号様式）

(3) 条例第10条第2項の規定により行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたとき 非開示決定通知書（第4号様式）

（開示決定等期間延長通知書）

第6条 条例第11条第2項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第5条 条例第10条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第10条第1項の規定により行政文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 開示決定通知書（第2号様式）

(2) 条例第10条第1項の規定により行政文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 一部開示決定通知書（第3号様式）

(3) 条例第10条第2項の規定により行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたとき 非開示決定通知書（第4号様式）

（開示決定等期間延長通知書）

第6条 条例第11条第2項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第7条 条例第12条に規定する書面は、開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）とする。

（事案移送通知書）

第8条 条例第14条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（第7号様式）とする。

（第三者保護に関する手続）

第9条 条例第15条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求に係る行政文書のうち意見照会をする部分の内容
- (2) 意見書の回答期限

2 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、開示に対する意見照会書（第8号様式）により行うものとする。

3 条例第15条第1項又は第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書（第9号様式）とする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定についての通知書（第10号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施

第7条 条例第12条に規定する書面は、開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）とする。

（事案移送通知書）

第8条 条例第14条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（第7号様式）とする。

（第三者保護に関する手続）

第9条 条例第15条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求に係る行政文書のうち意見照会をする部分の内容
- (2) 意見書の回答期限

2 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、開示に対する意見照会書（第8号様式）により行うものとする。

3 条例第15条第1項又は第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書（第9号様式）とする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定についての通知書（第10号様式）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施

機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（条例別表の2の表に規定する光ディスクをいう。）に複写したものの交付

カ 当該電磁的記録の第4条第1項第4号の方法による交付

（開示の実施の方法等の申出）

第10条の2 条例第16条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第5条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第1項の規定による通知があった場合において、第4条第1項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第3項の規定による申出を要しない。

(再開示の申出)

第11条 条例第16条第3項の規定により更に開示を受ける旨の申出を行うものは、あらかじめ、実施機関と開示の日時及び場所について調整するものとする。

2 前項の調整を行ったものは、更に開示を受ける際に、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を実施機関に提示するものとする。

(視聴又は閲覧の中止)

第12条 実施機関は、開示決定を受けたもので行政文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第13条 行政文書の開示を行う場合において、当該行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る行政文書1件につき1部とする。

(提出書類等の閲覧等の請求)

3 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(再開示の申出)

第11条 条例第16条第5項の規定により更に開示を受ける旨の申出を行うものは、あらかじめ、実施機関と開示の日時及び場所について調整するものとする。

2 前項の調整を行ったものは、更に開示を受ける際に、当該調整に係る開示決定通知書又は一部開示決定通知書を実施機関に提示するものとする。

(視聴又は閲覧の中止)

第12条 実施機関は、開示決定を受けたもので行政文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第13条 行政文書の開示を行う場合において、当該行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る行政文書1件につき1部とする。

(提出書類等の閲覧等の請求)

第13条の2 前2条の規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、第12条中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定を受けたもので行政文書」とあるのは「審査請求人又は参加人で提出書類等（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項に規定する提出書類等をいう。以下同じ。））」と、「視聴又は閲覧」とあるのは「閲覧」と、「行政文書を」とあるのは「提出書類等を」と、「当該行政文書」とあるのは「当該提出書類等」と、第13条中「行政文書の開示」とあるのは「行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付」と、「当該行政文書」とあるのは「当該交付の請求に係る書類等」と、「写しを交付するとき」とあるのは「写し等」と、「開示請求に係る行政文書」とあるのは「交付の請求に係る書類等」と読み替えるものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第14条 条例第18条第2項及び第26条第3項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第18条第2項及び第26条第3項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第18条第2項及び第26条第3項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（交付に要する費用）

第14条の2 条例第18条の4に規定する交付に要する費用は、当該交付に係る書類等の写し等の作成及び送付に要する費用とする。

2 前項の作成に要する費用の額は、別表文書、図画及び写真の項に定めるとおりとする。この場合において、同表中「複写機により複写したもの」とあるのは、「複写機により複写したもの又は電磁的記録に記録された事

第13条の2 前2条の規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、第12条中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定を受けたもので行政文書」とあるのは「審査請求人又は参加人で提出書類等（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項に規定する提出書類等をいう。以下同じ。））」と、「視聴又は閲覧」とあるのは「閲覧」と、「行政文書を」とあるのは「提出書類等を」と、「当該行政文書」とあるのは「当該提出書類等」と、前条中「行政文書の開示」とあるのは「行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付」と、「当該行政文書」とあるのは「当該交付の請求に係る書類等」と、「写しを交付するとき」とあるのは「写し等」と、「開示請求に係る行政文書」とあるのは「交付の請求に係る書類等」と読み替えるものとする。

（写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法）

第14条

条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

項を記載したもの」と読み替えるものとする。

3 第1項の送付に要する費用の額は、当該送付に要する郵便料金相当額とする。

4 第1項の費用は、交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第15条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(第11号様式)により行うものとする。

(附属機関の名称の告示)

第16条 市長は、毎年1回、条例第31条に規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の名称を告示するものとする。

(出資法人等の名称の告示)

第17条 市長は、毎年1回、条例第32条第1項の規定により市長が定めた出資法人等の名称を告示するものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

別表(第14条第1項、第14条の2第2項)

【別記1 参照】

(備考)

1 マイクロフィルム及び電磁的記録の写し(電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限る。)を作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。

2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙

(審査会に諮問した旨の通知)

第15条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(第11号様式)により行うものとする。

(附属機関の名称の告示)

第16条 市長は、毎年1回、条例第31条に規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の名称を告示するものとする。

(出資法人等の名称の告示)

第17条 市長は、毎年1回、条例第32条第1項の規定により市長が定めた出資法人等の名称を告示するものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

を用いるときは、片面を1枚として算定する。

第1号様式（第4条第2項）

（略）

第2号様式（第5条第1号）

（略）

第3号様式（第5条第2号）

（略）

第4号様式（第5条第3号）

（略）

第5号様式（第6条）

（略）

第6号様式（第7条）

（略）

第7号様式（第8条）

（略）

第8号様式（第9条第2項）

（略）

第9号様式（第9条第3項）

（略）

第10号様式（第9条第4項）

（略）

第11号様式（第15条）

（略）

第1号様式（第4条第2項）

（略）

第2号様式（第5条第1号）

（略）

第3号様式（第5条第2号）

（略）

第4号様式（第5条第3号）

（略）

第5号様式（第6条）

（略）

第6号様式（第7条）

（略）

第7号様式（第8条）

（略）

第8号様式（第9条第2項）

（略）

第9号様式（第9条第3項）

（略）

第10号様式（第9条第4項）

（略）

第11号様式（第15条）

（略）

【別記1】

現行

行政文書等の種類	写し等の作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写した	単色刷り	1枚につき 10円
	もの（日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	多色刷り	1枚につき 50円
	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）	実費	
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの		1枚につき 10円
電磁的記録	録音カセットテープに複写したもの		1巻につき 120円
	ビデオカセットテープに複写したもの		1枚につき 250円
	用紙に出力したもの（単色刷り）		1枚につき 10円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの		1枚につき 60円
	光ディスクに複写したもの	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの	1枚につき 70円

	<u>光ディスクの再生装置 で再生することが可能 なもの</u>	
	<u>日本産業規格X6241に 適合する直径120ミリ メートルの光ディスク の再生装置で再生する ことが可能なもの</u>	<u>1枚につき 100円</u>

改正後（案）

表削除

第1号様式(第4条第2項)

開 示 請 求 書

年 月 日

(請求先)

請求者 氏 名  
郵便番号  
住 所  
電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容	
2 開示の実施方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 (希望するものを○で囲んでください。)
3 備 考	受 付 欄

- (注意) 1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

# 改正後（案）

第1号様式（第4条第2項）

## 開 示 請 求 書

年 月 日

（請求先）

請求者 氏 名

郵便番号

住 所

電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容			
2 開示の実施方法 ※記載は任意です	<p>(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 ※いずれか1つを選択してください。 【閲覧の場合の希望日】 &lt; &gt; 【写しの交付の場合の実施方法】 <input type="checkbox"/> 窓口【希望日】 &lt; &gt; <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織【電子メールアドレス】 &lt; &gt; 【写しの交付の場合の希望する媒体】 <input type="checkbox"/> 紙媒体（<input type="checkbox"/>カラーページがある場合は、カラー印刷を希望） <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <p>※希望日は複数記入できます。（例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など） ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の希望がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する実施方法等について書面を提出してください。</p>		
3 備 考		受 付 欄	

（注意）1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。